

テーマ:その他 委員の提案から①



(1) 自転車によるまちづくりを推進する組織の設置

○提案の趣旨

市民や地域、商店会等が、自転車の利用マナー向上を目的とした事業を実施する際や、駐輪環境の改善に取り組むなど、自転車の活用を主眼にしたまちづくりを推進する際に、地域の関係者が協議する場が必要ではないか。また、このような地域の取組を行政がサポートする仕組みが必要ではないか。

条例に盛り込んでいる事例

○千葉市自転車を活用したまちづくり条例（抄）

（自転車を活用したまちづくり推進の組織等）

第21条 自転車に関わる全ての者は、この条例の目的を達成するため、それぞれの役割を相互に補完し、及び連携するよう努めるものとする。

2 市は、自転車を活用したまちづくりを推進するため、市民等、事業者等と連携し、自転車に関わる者による、柔軟かつ弾力的に対応し得る組織を構築するものとする。

○堺市自転車のまちづくり推進条例（抄）

（自転車のまちづくり推進の組織等）

第16条 自転車に関わる全ての者は、第1条に規定する目的を達成するため、それぞれの役割を相互に補完し、及び協働するよう努めなければならない。

2 市は、自転車のまちづくりの推進に柔軟かつ弾力的に対応できる組織を構築するものとする。

MEMO

(2) SHARE THE ROAD 思いやる観点について

○提案の趣旨

全ての人が道路交通法等のルールを守ることは大前提として、「道路はみんなのもの」といった意識を持ち、自転車利用者・歩行者・自動車運転者のそれぞれがお互いを思いやる観点も必要ではないか。

条例に盛り込んでいる事例

○愛媛県自転車の安全な利用の促進に関する条例（抄）

（県民の責務）

第4条 県民は、自転車の安全な利用について理解を深め、歩行者、自転車及び自動車等が共に道路を安全に通行することができる環境が形成されるようにそれぞれの立場で努めなければならない。

2 （略）

○静岡市市民による自転車の安全利用の確保に関する条例（抄）

（前文）（略）

そこで、自転車を利用する、しないにかかわらず、市、市民、事業者等が一体となって自転車の利用における安全意識を共有し、誰もが他人を思いやり、互いに譲り合う事故の無い安全な交通の確保を実現することを目指し、ここに本条例を制定する。

（歩行者の責務）

第6条 歩行者は、道路の通行に当たっては、交通安全に関する法令を遵守するとともに、携帯電話等に表示された画面を注視すること等の他の交通への注意力が散漫となるような行為を慎むなど、道路交通に危険を生じさせないように努めなければならない。

2 歩行者は、夜間に歩行する場合は、明るい服装や自発光式反射材を装着するなど自転車及び自動車等の利用者から認識されるよう努めなければならない。

（自転車利用者の責務）

第7条 自転車利用者は、車両の運転者としての責任を自覚し、交通安全に関する法令を遵守するとともに、歩行者の通行及び自動車等の運行に十分配慮して自転車を利用しなければならない。

2～5 （略）

（自動車等運転者の責務）

第9条 自動車等の運転者は、自転車その他の交通の安全に配慮するよう努めなければならない。

2 自動車等の運転者は、自転車又は歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行するよう努めなければならない。

3 自動車等の運転者は、早期の前照灯点灯等他の交通から認識しやすくなる措置を取るよう努めなければならない。

MEMO